一般送配電網以外における高速PLCの使用範囲の拡大
（令和５年12月７日　電波法施行規則の一部を改正する省令）

規制改革の内容

措置前

一般送配電事業者以外から電力供給を受けている建物では高速PLC設備※は原則として使用できず、一部の実験目的のために実験用電力線搬送通信設備として許可を受けた場合のみ使用できるが、他の通信への妨害を与えない技術的根拠を示すための実験等の実施に労力、時間を要し、容易に使用することができない。

※　広帯域電力線搬送通信設備（高速PLC（Power Line Communication）設備）：電力線に通信信号を乗せ、高周波帯域（2～30MHz）で、高速通信を可能とする設備。

措置内容

一般送配電事業者以外から電力供給を受けている建物において、高速PLC設備の使用を可能にする。

効　果

使用範囲の拡大により高速PLC設備の普及、それを活用したサービスの提供が期待される。

規制改革の概要

措置前

一般送配電事業者※以外から電力供給を受けている建物における高速PLC設備の利用は、一部の実験目的に限られており、実験用電力線搬送通信設備として許可を受ける必要がある。

※　一般送配電事業者：経済産業大臣から一般送配電事業を営む許可を受けた10社をいう。

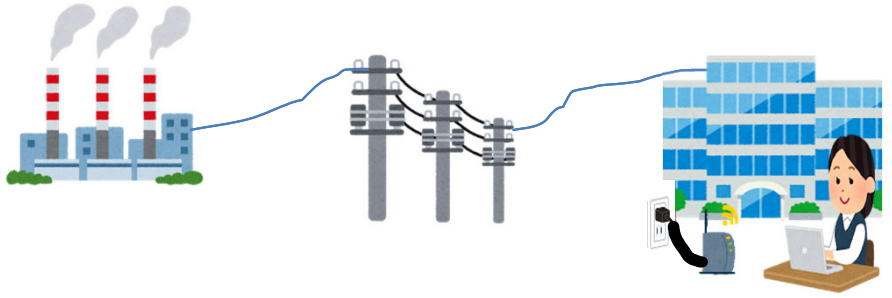

措置後
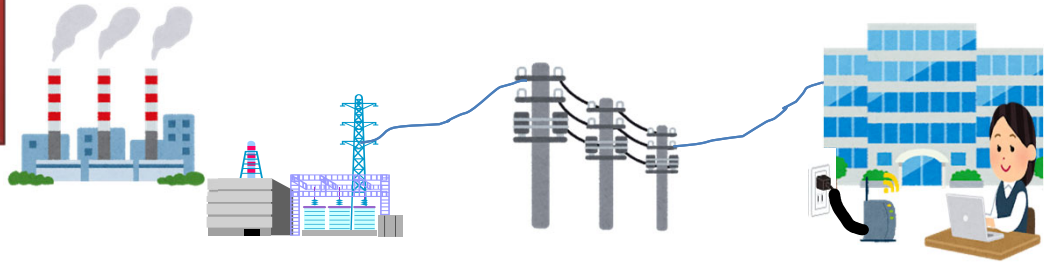
一般送配電事業者以外から電力供給を受けている建物においても、それ以外の建物と同様に高速PLC設備が使用可能となる。